

【別紙2】

「診療報酬上の臨時的な取扱い」と「オンライン診療料」の相違点

厚労省は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2月以降「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（以下、臨時的な取扱い）等を発出し、診療報酬改定とは別に臨時的な取扱いを随時発出しています。

臨時的な取扱いでは「電話を用いた診療」や「情報通信機器を用いた場合」を行った場合は「初診料（214点）」「電話等再診料（73点）」等を算定することが示されていますが、オンライン診療料を届出していない医療機関においても「オンライン診療料を算定できる」といった誤った解釈をされる場合があります。

そこで、以下に「臨時的な取扱い」と「オンライン診療料」の相違点について概要を掲載します。

（1）オンライン診療料を届出ている医療機関の場合

既にオンライン診療料を届出ている医療機関の場合、「臨時的な取扱いに則って算定する」か「オンライン診療料の算定要件に則って算定する」かを選択することができます。

「オンライン診療料の算定要件に則って算定する」場合は、オンライン診療料の算定要件、施設基準（一部除く（※））を遵守しなければなりません。

（※）新型コロナウイルスの感染が拡大している間、施設基準のうち、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件については、満たさなくてよいことになっています。

（2）オンライン診療料を届出していない医療機関の場合

オンライン診療料を届出していない医療機関の場合、「臨時的な取扱いに則って算定する」との選択肢のみです。

そのため、情報通信機器を用いた診療を行った場合であってもオンライン診療料は算定できず、「初診料（214点）」や「電話等再診料（73点）」を算定します。

（3）「臨時的な取扱いに則った算定」の方が経営的に良好の可能性あり

オンライン診療料を届出ている医療機関であっても、当面は「臨時的な取扱いに則った算定」をした方が良いかもしれません。

理由は、以下の2点です。

- ① オンライン診療料の算定要件や施設基準は「臨時的な取扱い」と比較すると結構大変な内容（色々制限がある）。
- ② 「オンライン診療料の算定要件に則った算定」よりも「臨時的な取扱いに則った算定」をした方が、点数は高い（再診の場合）。

【別紙 2】

(4) 「臨時的な取扱い」で触れられていない点数は、本来の算定要件、施設基準通り

今回の「臨時的な取扱い」は、本来の算定要件や施設基準と運用が異なる箇所のみ示しているものと思われますので、「臨時的な取扱い」で触れられていない点数については、本来の算定要件や施設基準を遵守しなければならないと考えられます。

例) 電話等再診料を算定した場合、医学管理等の点数(診療情報提供料(I))を算定できる場合を除く)は算定できない。

例) 電話等再診料を算定した場合、薬剤情報提供料は算定できない。

【参考】「診療報酬上の臨時的な取扱い」と「オンライン診療料」の比較(概要)

| | 診療報酬上の臨時的な取扱い | オンライン診療料(要届出) |
|---------------|---|---|
| 診療提供方法 | 電話又は情報通信機器を用いる | 情報通信機器を用いる |
| 遵守すべき指針 | (情報通信機器を用いる場合) オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚労省 令和元年7月一部改訂) (ただし、指針の中に規定されている研修については、当面の間受講しなくてよい) | オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚労省 令和元年7月一部改訂) (ただし、指針の中に規定されている研修については、当面の間受講しなくてよい) |
| 対象患者 | 限定されていない | 限定されている (「管理料等」(※)の算定患者、糖尿病、肝疾患、慢性ウイルス肝炎、慢性頭痛) |
| 初診における対面診療 | 初診から電話又は情報通信機器を用いてもよい(医師の判断による) | 初診は対面診療が必須 |
| 初診時の診察料 | 初診料(214点) (初診から電話又は情報通信機器を用いた場合) | 初診料(288点) (初診は対面診療が必須) |
| 算定開始前の事前の対面診療 | 事前の対面診療は必須ではない | 事前に3ヵ月の対面診療が必須 |
| 再診における対面診療の頻度 | 規定されていない | オンライン診療を実施しようとする月の直近3月の間、毎月対面診療が必要(直近2ヵ月の間にオンライン診療料の算定がある場合を除く) |

【別紙 2】

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| 再診時の診療料 | 電話等再診料（73点） （算定回数に制限はない） | オンライン診療料（71点） （月1回のみ算定） |
| 再診時の「管理料等」（※） | 特定疾患療養管理料2（147点） （月1回のみ算定） | 情報通信機器を用いた場合（100点） （月1回のみ算定） |
| 当該診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用 | 患者から実費徴収できない。 | 患者から実費徴収できる。 （療養の給付と直接関係ないサービス等として別途徴収できることが、オンライン診療料の算定要件に明記されている） |

（※）「管理等」とは、特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料を指します。

臨時的な取扱いの全容は、

厚労省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

または、東北厚生局のホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/news/2012/01_00007.html

をご参照下さい。

福島県保険医協会事務局

作成日：2020年4月24日（14時）

更新日：2020年4月30日（12時30分）